

宮城県林業・木材産業関係事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、市町村、森林組合等が行う施設整備等の林業・木材産業に関する事業に要する経費について、当該事業実施主体（当該事業実施主体に対し市町村が補助金を交付する事業に要する経費にあつては、当該市町村。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、国庫事業にあつては、事業ごとに国が定める規程及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業実施主体」とは、別表に定める者のほか、本補助金の交付を受けた市町村が当該事業実施主体に対し補助金を交付する場合にあつては、当該市町村とする。
- (2) 「国庫事業」とは、国費のみを財源として補助金を交付するものをいう。

(交付対象事業等)

第3 この要綱で定める補助金の交付対象となる事業、交付対象経費及び交付率等は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（事前に知事の承認を受けている場合を除く。）
- (2) 工事の施工等にあつては実施設計書（事前に知事の承認を受けている場合を除く。）
- (3) 市町村にあつては補助金交付に関する規則等（市町村営事業を除く。）
- (4) 予算議決等の抄本又はこれに準ずるもの

- (5) 県税納税証明書（申請日から3か月以内に県税事務所が発行したもの。ただし、事業実施主体が納税義務者でないときは、任意様式によりその旨を記載した申立書を添付する。）
- (6) 暴力団排除に関する誓約書
- (7) 誓約書
- (8) チェックシート（別紙4から6の該当するもの（所管事務所保管））
- (9) その他知事が必要と認める書類

（交付の条件）

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表に掲げる変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 事業を中止、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) (1) によるもののほか、別記様式第2号により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする。
- (5) 農林水産大臣が別に定める条件（国庫事業に限る。）

（事業の着手）

第6 事業実施主体は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、知事に届け出るものとする。

2 前項の届け出に必要な事項については、県が別に定めるものとする。

（事業遂行状況）

第7 事業実施主体は、県の指示があつたときは、事業の遂行状況について当該指示に係る事項を書面で報告しなければならない。

（実績報告）

第8 規則第12条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 工事の施工等にあつては出来高設計書
- (2) 完成検査復命書写し
- (3) 完成写真
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 第4第2項のただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定に基づき、次の各号に定めるところにより概算払で交付することができる。

- (1) 概算払の請求書は、別記様式5号によるものとする。
- (2) 支出金額が過払とならないよう事業実施主体の支出状況を確認した場合に交付することができる。

(補助金の交付)

第10 市町村が当該事業を行なう事業実施主体に対して補助金を交付する場合、知事から補助金の交付を受けた市町村長は、当該事業実施主体に対して、この要綱に準じて交付するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第11 第4第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第8第2項の実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第4第2項の規定により減額して申請した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第12 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、それぞれ1件当りの取得価格が50万円以上のものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第13 規則第21条のただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が定める期間）とする。

(帳簿及び書類の備付け)

第14 事業実施主体は、第13の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業実施に関する標示)

第15 事業実施主体は、事業が完了したとき又は一部供用を開始するときは、本補助金により実施した旨を標示するものとする。

2 標示の方法その他必要な事項については、県が別に定めるものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第16 この要綱により知事に提出する書類は、原則として当該事業を所轄する地方振興事務所長を経由するものとし、その提出部数は2部とする。

(交付の際付すべき条件)

第17 事業実施主体等は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

2 事業実施主体等は、補助金等の申請に当たり、前項を約した「誓約書」(別紙5)を添付しなければならない

附 則

1 この要綱は、平成30年3月16日から施行し、平成29年度2月補正予算に係る本補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、本補助金に係る予算が成立した場合に、本補助金にも適用するものとする。

3 この要綱の施行の際、現に廃止前の宮城県森林・林業再生基盤づくり交付金交付要綱及び宮城県合板・製材生産性強化対策事業費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成30年5月22日から施行し、平成30年度に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月15日から施行し、平成31年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月16日から施行し、令和元年度補正に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月15日から施行し、令和2年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行し、令和2年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月3日から施行し、令和2年度補正に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月28日から施行し、令和3年度補正予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行し、令和4年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月6日から施行し、令和4年3月16日以降に事業実施主体が行う取組について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月4日から施行し、令和5年1月4日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行し、令和5年5月31日から適用する。

別表

1 (事業名) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業

事業メニュー及び事業内容	交付対象経費	事業実施主体	補助率等	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>1 木材産業の輸出促進・体質強化対策</p> <p>(1)木材加工流通施設等整備 (大規模・高効率化及び低コスト化)</p> <p>① 加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(2)品目転換施設整備</p> <p>① 木材加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(3)高度加工処理施設整備</p> <p>① 高度加工処理施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(4)木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備 施設整備・高度加工処理施設整備 施設整備等 (1)～(3)の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等)</p>	<p>国合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱に定める事業を行うのに要する国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領別表2のⅢに定める経費</p>	<p>市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他知事が認めるもの</p>	<p>定額 (1/2以内)</p>	<p>1 施工箇所ごとの事業費の30%を超える増減</p> <p>2 事業費から附帯事務費への流用</p>	<p>1 施工箇所又は事業実施主体の変更</p> <p>2 事業メニューの新設又は廃止</p> <p>3 施工箇所の位置の変更</p>
<p>2 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策</p> <p>(1)間伐材生産</p> <p>① 間伐材の生産 (※)</p> <p>② 関連条件整備活動等 (①と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)</p> <p>(2)路網整備・機能強化</p> <p>① 林業専用道 (規格相当) 整備</p> <p>② 森林作業道整備</p> <p>③ 機能強化</p> <p>④ 関連条件整備活動 (①又は②と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)</p> <p>(3)高性能林業機械等の整備</p>		<p>市町村、森林整備法人等 (森林整備法人 (分収林特別措置法 (昭和33年法律第57号) 第10条第2号に定める森林整備法人をいう。 (以下同じ。)) 及び国が別に定めるところにより、知事が選定した経営体 (以下「選定経営体」という。))</p>	<p>1 事業内容欄の2 (1)①定額 (搬出材積1ヘクタールあたり40m3以上70m3未満1ヘクタール当たり24万5千円以内×間接経費率、同70m3以上同34万円以内×間接経費率)。間接費率は、国の森林環境保全整備事業に準じる。</p> <p>2 事業内容欄の2 (1)②定額 (1ヘクタール当たり1万7千円以内)</p> <p>3 事業内容欄の2 (2)①定額 (開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分 (15度未満) は1メートル当たり2万3千円以内、B区分 (15度以上25度未満)、C区分 (25度以上) は実施の際に設定するものとする。)</p> <p>4 事業内容欄の2 (2)②定額 ((1) 開設路面工なし及び横断排水工なし1メートル当たり1千4百円以</p>	<p>1 施工箇所又は事業実施主体の変更</p> <p>2 事業メニューの新設又は廃止</p> <p>3 事業内容欄の2 (2)①にあつては、路線の位置又は車道幅員の変更並びに延長の30%を超える減少</p>	

			<p>内、路面工なし及び横断排水工あり同1千8百円以内、路面工あり同2千円以内、</p> <p>(2) 改良 開設の半額)</p> <p>5 事業内容欄の2 (2)③定額 (1/2以内)</p> <p>6 事業内容欄の2 (2)④定額 (10/10以内)</p> <p>7 事業内容欄の2 (3) 定額 (素材生産量(機械導入年度を始期とする3年間の年平均計画)千立方メートル当たり2百万円とし、上限は購入価格の1/2以内)</p>	
<p>3 建築用木材供給力強化対策</p> <p>(1) 木材加工流通施設整備 (供給力強化)</p> <p>① 木材加工流通施設</p> <p>(2) 高性能林業機械等の整備</p>		<p>1 事業内容欄の3 (1) 都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他都道府県知事が認めるもの</p> <p>2 事業内容欄の3 (2) 都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体及び貸付けを行う事業を実施するもの (林業労働力確保支援センター、森林組合連合会その他都道府県知事が認めるもの。)</p>	<p>定額 (1/2以内)</p>	<p>1 施工箇所又は事業実施主体の変更</p> <p>2 事業メニューの新設又は廃止</p> <p>3 施工箇所の位置の変更</p>

※ 事業実施面積のうち、70年生以下の森林の面積を80%以上とすること。

2 (事業名) 林業・木材産業循環成長対策交付金事業

(1) 林業・木材産業生産基盤強化対策

① 森林整備・林業等振興整備交付金

事業メニュー及び事業内容	交付対象 経費	事業実施主体	補助率等	重要な変更	
				経費の配分の 変更	事業の内容の 変更
<p>1 間伐材生産 (1) 「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」(平成30年2月1日付け29林整第713号林野庁長官通知)に基づき知事が設定した生産基盤強化区域(以下「生産基盤強化区域」という。)又は市町村森林整備計画に定める特に効率的な施策が可能な森林の区域内で行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込、その他付帯施設整備(林内作業場、土場等) (※) (2) 関連条件整備活動(対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)</p>	<p>国森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(以下「国交付等要綱」という。)に定める事業を行うのに要する同要綱別表2の1に定める経費</p>	<p>市町村、森林整備法人等(森林整備法人(分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第10条第2号に定める森林整備法人をいう。)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。)をいう。以下同じ。)及び効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、国が別に定めるところにより、知事が選定した林業経営体(以下「選定経営体」という。))</p>	<p>1 事業内容欄の1(1)定額(搬出材積1ヘクタール当たり40m3以上70m3未満 1ヘクタール当たり24万5千円以内×間接費率、同70m3以上 同34万円以内×間接費率)。間接費率は、国の森林環境保全整備事業に準じる。 2 事業内容欄の1(2)定額(1ヘクタール当たり1万7千円以内)</p>	<p>1 施工箇所ごとの事業費の30%を超える増減 2 事業費から付帯事務費への流用</p>	<p>1 施工箇所又は事業実施主体の変更 2 事業メニューの新設又は廃止</p>

<p>2 路網整備・機能強化</p> <p>(1)生産基盤強化区域内で行う林業専用道（規格相当）、森林作業道の整備</p> <p>(2)既設の林業専用道（規格相当）森林作業道の補強</p> <p>(3)既設の林道施設の点検診断</p> <p>(4)既設林道，既設林業専用道，既設林業専用道（規格相当）及び本事業で開設する林業専用道（規格相当）の機能強化</p> <p>(5)関連条件整備活動（対象森林の調査，森林所有者の同意取付け等）</p>		<p>市町村、森林整備法人等及び選定経営体</p>	<p>1 事業内容欄の 2 (1) 林業専用道（規格相当） 定額（開設箇所 の平均横断地 山傾斜により、 A区分（15度 未満）は1メー トル当たり2万 3千円以内、B 区分（15度以 上25度未 満）、C区分 （25度以上） は実施の際に設 定するものとし る。）</p> <p>2 事業内容欄の 2 (1) 森林作業 道 定額（路面工 なし及び横断排 水工なし1メー トル当たり1千 4百円以内、路 面工なし及び横 断排水工あり同 1千8百円以 内、路面工あり 同2千円以内）</p> <p>3 事業内容欄の 2 (2) 林業専用 道（規格相当） 既設の林業専 用道（規格相 当）合計事業費 の10%以内</p> <p>4 事業内容欄の 2 (2) 森林作業 道 開設に定める 単価の50%以内</p> <p>5 事業内容欄の 2 (3)合計事業費 の20%以内</p> <p>6 事業内容欄の 2 (4) 1 / 2 以 内</p> <p>7 事業内容欄の 2 (5) 定額（1 ヘクタール当 たり3千6百円 以内×実施面積） で林業専用道（規格 相当）整備及び森 林作業道整備の 合計事業費を超 えない範囲</p>		<p>1 施工箇所又は事業実施主体の変更</p> <p>2 事業メニューの新設又は廃止</p> <p>3 事業内容欄の2 (1)及び(2)のうち林業専用道（規格相当）にあつては、路線の位置又は車道幅員の変更並びに延長の30%を超える減少</p>
---	--	---------------------------	---	--	--

<p>3 高性能林業機械等の整備 (1) 林業機械作業システム整備 (2) 効率化施設整備 (3) 活動拠点施設整備 (4) 附帯事業 ((1)から(3)の施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等)</p>		<p>市町村、森林整備法人等、選定経営体及び広域利用林業機械の整備を実施するもの(林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第11条に基づく林業労働力確保支援センター、森林組合連合会、知事が林野庁長官等と協議して認める団体(以下「特認団体」という。)に限る。)</p>	<p>1 事業内容欄の3(1)国林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領(以下「国交付金実施要領」という。)別表2のIの1の3に定める範囲 2 事業内容欄の3(2)から(4)定額(1/2以内)</p>	<p>1 国交付金実施要領別表1に定める工種又は施設区分①ごとの事業費の30%を超える増減 2 事業費から附帯事務費への流用</p>	<p>1 国交付金実施要領別表1に定める工種又は施設区分①又は事業実施主体の変更 2 事業メニューの新設又は廃止</p>
<p>4 木材加工流通施設等の整備 (1) 木材加工流通施設等の整備 ① 木材加工流通施設整備 ② 森林バイオマス等活用施設整備 (2) 附帯事業 ((1)の施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等)</p>		<p>市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等</p>	<p>定額(1/2以内)</p>	<p>1 国交付金実施要領別表1に定める工種又は施設区分①ごとの事業費の30%を超える増減 2 事業費から附帯事務費への流用</p>	<p>1 国交付金実施要領別表1に定める工種又は施設区分①又は事業実施主体の変更 2 事業メニューの新設又は廃止</p>
<p>5 木質バイオマス利用促進施設の整備 (1) 未利用間伐材等活用機材整備 (2) 木質バイオマス供給施設整備 (3) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備 (4) 附帯事業 ((1)から(3)の施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等)</p>		<p>市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者等</p>	<p>国交付金実施要領別表2のIの1の8、9、10に定める範囲</p>		
<p>6 特用林産振興施設等の整備 (1) 特用林産物活用施設等整備 (2) 附帯事業 ((1)の施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等)</p>		<p>市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人、きのこ原木生産者及び特認団体</p>	<p>定額(1/2以内)</p>		
<p>7 木造公共建築物等の整備 (1) 木造公共施設整備 (2) 附帯事業 ((1)の施設整備の実施に必要な調整の習得活動等)</p>		<p>市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区及び地方公共団体の組合、その他脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)</p>	<p>国交付金実施要領別表2のIの1の12に定める範囲</p>	<p>1 施工箇所ごとの事業費の30%を超える増減 2 事業費から附帯事務費への流用</p>	<p>1 施工箇所又は事業実施主体の変更 2 事業メニューの新設又は廃止</p>

		第1条に規定する公共建築物の整備主体			
--	--	--------------------	--	--	--

※ 事業実施面積のうち、70年生以下の森林の面積を80%以上とすること。

②森林整備・林業等振興推進交付金

事業メニュー及び 事業内容	交付対象 経費	事業実施主体	補助率等	重要な変更	
				経費の配分 の変更	事業の内容 の変更
1 森林整備地域活動支援 対策 (1) 森林経営計画作成促進 (2) 森林境界の明確化 (3) 森林所有者の探索 (4) 森林経営計画作成・森 林境界の明確化に向けた 条件整備	国交付等要 綱に定める事 業を行うのに 要する同要綱 別表2のIに 定める経費	市町村、選定経 営体等	国交付金実施要領別表2の Iの2の1に定める範囲	1 施工箇所 ごとの事業 費の30%を 超える増減 2 事業費か ら附帯事務 費への流用	1 施工箇所 又は事業実 施主体の変 更 2 事業メ ニューの新設 又は廃止
2 森林資源保全対策 (1) 森林資源保護の推進 (2) 森林環境保全の推進		市町村、森林組 合、森林所有者又 は関係都道府県知 事が適当と認めた 者等	定額（1/2 以内）		
3 林業の多様な担い手の 育成 (1) 持続的な林業経営の確 立 (2) 出荷ロットの大規模化 等の推進 (3) 人材の確保・育成・定 着 (4) 新たに造林事業を開始 する者等の育成 (5) 労働安全の確保 (6) 特用林産物の担い手の 育成		市町村、国立大 学法人、選定経 営体、森林組合連 合会、林業労働力 確保支援センター、 農業協同組合、農 業協同組合連合 会、農事組合法 人、新たに造林事 業を開始する者、 林業者等の組織 する団体、林業者 等の組織する団 体、林業事業者 等の組織する団 体の所属 員で都道府県知 事が認める者、 林業・木材製造業 労働災害防止協 会の都道府県支 部及び 地域協議会（林 野 庁長官が別に 定める要件を 満たす協 議会をいう。） 等	定額（1/2 以内）		
4 林業経営体育成対策 (林業機械リース支援)		市町村、森林整 備法人等、選定経 営体、新たに造林 事業を開始する者 及び再貸付けを実 施するもの（林業 労働力確保支援 センター、森林組 合連合会、特認団 体に限る。）	国交付金実施要領別表2の Iの2の11に定める範囲		

(2) 再造林低コスト化促進対策

① 森林整備・林業等振興整備交付金

事業メニュー及び 事業内容	交付対象経費	事業実施主体	補助率等	重要な変更	
				経費の配分の 変更	事業の内容 の変更
<p>1 低コスト再造林対策</p> <p>(1) 低コスト造林の支援</p> <p>① 一貫作業システム</p> <p>② 低コスト造林</p> <p>③ 下刈り</p> <p>(2) 機械器具の整備</p> <p>(3) 関連条件整備活動</p> <p>① 対象森林の調査、森林所有者の同意取得等</p> <p>② 森林作業道整備</p> <p>③ 鳥獣害防止施設等の整備</p>	<p>国交付等要綱に定める事業を行うのに要する同要綱別表2のIIに定める経費</p>	<p>市町村、森林整備法人等、選定経営体及び森林所有者</p>	<p>1 事業内容欄の1</p> <p>(1) ①定額（事業費が1,276千円/ha以下の場合1ヘクタール当たり65万1千円以内×間接経費率、同1,276千円/ha超の場合1ヘクタール当たり48万8千円以内×間接経費率）</p> <p>2 事業内容欄の1</p> <p>(1) ②定額（事業費が86万7千円/ha以下の場合1ヘクタール当たり57万4千円以内×間接経費率、同86万7千円/ha超の場合1ヘクタール当たり43万1千円以内×間接経費率）</p> <p>3 事業内容欄の1</p> <p>(1) ③定額（1ヘクタール当たり11万7千円以内×間接経費率）</p> <p>4 事業内容欄の1</p> <p>(2) 定額（66万6千円。ただし、上記1又は2で後段の補助単価が適用された場合は50万円）</p> <p>5 事業内容欄の1</p> <p>(3) ①定額（1ヘクタール当たり1万7千円以内）</p> <p>6 事業内容欄の1</p> <p>(3) ②定額（1メートル当たり1千円以内、ただし、上記1又は2で後段の補助単価が適用された場合は7百円以内）</p> <p>6 事業内容欄の1</p> <p>(3) ③定額（1メートル当たり1千4百円以内、ただし、上記1又は2で後段の補助単価が適用された場合は1千円以内）</p>	<p>1 施工箇所ごとの事業費の30%を超える増減</p> <p>2 事業費から附帯事務費への流用</p>	<p>1 施工箇所又は事業実施主体の変更</p> <p>2 事業メニューの新設又は廃止</p>

<p>2 コンテナ苗生産基盤 施設等の整備</p> <p>(1) コンテナ苗生産基盤施 設等</p> <p>(2) コンテナ苗幼苗生産高 度化施設等</p> <p>(3) 普通苗生産基盤施設等</p>		<p>市町村、林業種 苗法（昭和45年法 律第89号）第10条 に基づく生産事業 の登録を受けた者 及びその登録を受 ける見込みの者、 森林の間伐等の実 施の促進に関する 特別措置法（平成 20年法律第32号） 第9条第1項に基 づく認定を受けた 認定特定増殖事業 者及びその認定を 受ける見込みの 者、その他県知事 等が認める団体等</p>	<p>定額（1/2以内）</p>		
--	--	---	------------------	--	--

年度林業・木材産業関係事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事

市町村長氏名
住所
又は 団体名
代表者氏名

年度において下記により事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名 ※1
- 2 事業メニュー ※1
- 3 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 4 事業完了予定年月日 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書（事前に知事の承認を受けている場合を除く。）
 - (2) 工事の施工等にあつては実施設計書（事前に知事の承認を受けている場合を除く。）
 - (3) 市町村にあつては補助金交付に関する規則等（市町村営事業を除く。）
 - (4) 予算議決等の抄本又はこれに準ずるもの
 - (5) 県税納税証明書（申請日から3か月以内に県税事務所が発行したもの。ただし、事業実施主体が納税義務者でないときは、任意様式によりその旨を記載した申立書を添付する。）
 - (6) 暴力団排除に関する誓約書（別紙2）
 - (7) 誓約書（別紙3）
 - (8) チェックシート（別紙4から6の該当するもの（所管事務所保管））
 - (9) その他知事が必要と認める書類

- ※1 別表に規定するいずれか事業名又は事業メニューを記載する。
※2 上記6のうち、(5)(6)(7)の添付は市町村以外の申請者に限る。
※3 「5 添付書類」の(1)～(9)で該当しないものは、削除せず取り消し線とする。

年度林業・木材産業関係事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事

市町村長氏名
住所
又は 団体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました 年度※1について、事業の内容（経費の配分）を下記の理由により変更したいので、承認されるよう関係書類※3を添えて申請します。

記

- 1 事業名 ※2
- 2 事業メニュー ※2
- 3 変更の理由及び内容

※1 交付決定通知に記載された補助金名を記載する。

※2 別表に規定するいずれか事業名又は事業メニューを記載する。

※3 上記「関係書類」は、別記様式第1号の別紙1、添付書類(1)(2)の様式に準じて作成し、変更前と変更後を対照比較できるように変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。

年度林業・木材産業関係事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事

市町村長氏名
住所
又は 団体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました 年度 ※1 について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名 ※2
- 2 事業メニュー ※2
- 3 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 4 中止（廃止）の理由
- 5 中止の期間
- 6 今後の見通しと対策

※1 交付決定通知に記載された補助金名を記載する。

※2 別表に規定するいずれか事業名又は事業メニューを記載する。

年度林業・木材産業関係事業実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事

市町村長氏名
住所
又は 団体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました 年度※1を別紙のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

なお、併せて精算額金 円の交付を請求します。

記

- 1 事業名 ※2
- 2 事業メニュー ※2
- 3 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 4 事業完了年月日 年 月 日
- 5 振込先（全額を概算払いで受領済みの場合は不要）
口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇〇（ヨミガナ：〇〇〇〇〇〇〇〇〇）
- 6 添付書類
 - (1) 工事の施工等にあつては出来高設計書
 - (2) 完成検査復命書写し
 - (3) 完成写真
 - (4) その他知事が必要と認める書類

※1 交付決定通知に記載された補助金名を記載する。

※2 別表に規定するいずれか事業名又は事業メニューを記載する。

年度林業・木材産業関係事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名
住所
又は
団体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県 () 指令第 号で交付決定の通知のありました 年度 ※1 について、補助金等交付規則第15条の規定により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

- 1 事業名 ※2
- 2 事業メニュー ※2
- 3 概算払請求を必要とする理由
- 4 概算払請求の内容

(単位：円、%)

交付 決定額 (A)	既受領額 (B)	今回出来高の算出			今回 請求額 (D)= (A)×(C)	残額 (A)-(B)-(D)
		交付対象 経費(a)	今回出来高に相 当する交付対象 経費(b)	出来高率 (C)=(b)÷(a)		

5 振込先
 口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
 口座名義人：〇〇〇〇〇 (ヨミガナ：〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

6 添付資料
 今回出来高に相当する交付対象経費がわかる関係資料の写し

※1 交付決定通知に記載された補助金名を記載する。
 ※2 別表に規定するいずれか事業名又は事業メニューを記載する。

年度 ※1 に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名
住所
又は 団体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました 年度 ※1 による事業について、下記のとおり報告します。

記

1	事業名	※2		
2	事業メニュー	※2		
3	補助金等交付規則第13条の補助金の確定額	金		円
4	補助金の確定時に減額した当該補助金に係る 消費税及び地方消費税仕入控除税額	金		円
5	消費税及び地方消費税の申告により確定した 当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額	金		円
6	補助金返還相当額（5－4）	金		円

※1 交付決定通知に記載された補助金名を記載する。

※2 別表に規定するいずれか事業名又は事業メニューを記載する。

別紙1
事業の内容及び経費の配分

(1) 事業内訳及び経費配分 (円)

事業メニュー	事業主体	施工箇所名	工種又は施設区分	構造規格又は規模	事業量	事業費		負担区分					工期		備考
						総事業費	交付対象経費	国費	県費	市町村費	公庫資金	その他	着手(予定)年月日	完了(予定)年月日	
合計															

※ 実績報告に添付する場合において、繰越承認を得ている場合は、本表の記載を上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

※ 間伐材生産のメニューにおいては、備考欄に搬出材積区分及び適用している間接費率を記入する。

(2) 収支予算(収支清算)

① 収入の部

(円)

区分	国費	県費	市町村費	その他		計	備考
				内借入金			
予算額							
(精算額)							
(差引増減)							

(注) 融資を受ける場合は、備考欄に種類(公庫資金、近代化資金等)を記載する。

② 支出の部

(円)

区分	国費	県費	市町村費	その他		計	備考
				内借入金			
予算額							積算の基礎
(精算額)							
(差引増減)							

(3) 補助金清算

(円)

区分	交付決定額	総事業費	交付率	補助金額	既受領補助金額	差引補助金等未受領額	備考
機種名等							

※ 補助金交付申請時は、(1)事業内訳及び経費配分、(2)収支予算①収入の部:予算額、②支出の部:予算額とする。

※ 実績報告時は、(1)事業内訳及び経費配分、(2)収支清算①収入の部:予算額、精算額、差引増減、②支出の部:予算額、精算額、差引増減、(3)補助金清算とする。

暴力団排除に関する誓約書

宮城県知事

住所

団体名

代表者氏名

私は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 補助事業者として不適当な者
 - (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 事業者（暴力団排除条例第 2 条第 7 号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
 - (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 事業者の役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者
 - (1) 暴力的な要求行為を行う者
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
 - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

誓 約 書

宮城県知事

住所

団体名

代表者氏名

〇〇〇〇（事業実施主体等）は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

別紙 4

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）
事業者向け チェックシート

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種	素材生産／造林・保育／その他（ ）
(○を付ける。複数選択可)	
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。	
1-(5)	事件事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事件事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1-(2)-②	木材加工用機械等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を周知・徹底する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用させる。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩を設ける。また、暑熱環境下では水分や塩分摂取を推奨する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬品など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の整備	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。	
1-(5)	事件事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事件事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。	
2-(3)	事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）
事業者団体向け チェックシート

事業者団体名	
記入者 役職・氏名	
記入日	年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

	具体的な事項	○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1	構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う	/
1-①	構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。	
1-②	構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。	
1-③	構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や、外部の研修の紹介を行う。	
1-④	構成員が共同利用する場所等を管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。	
1-⑤	構成員の安全に配慮された資機材等の導入・更新に対し助言や支援を行う。	
1-⑥	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事件事例やヒヤリ・ハット事例を分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。	
1-⑦	構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成又は既存のガイドライン等の周知を行う。	
1-⑧	構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。	
1-⑨	効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。	
2	構成員の事故発生時に備えた措置を講じる	/
2-①	構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補償措置の確保を支援する。	
2-②	必要な場合は労災保険特別加入団体を設立し、特別加入の受け皿となる。	
2-③	構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。	